各合併協議会の合併協定書の内容一覧

合	併協定項目	塩江町	香川町	国分寺町	香南町	庵治町	牟礼町
1.基本的な	協議事項						
第1号	合併の方式	区域を高松市に編入する。	区域を高松市に編入する。	綾歌郡国分寺町を廃止し、そ の区域を高松市に編入する。	香川郡香南町を廃止し、その 区域を高松市に編入する。	木田郡庵治町を廃止し、その 区域を高松市に編入する。	木田郡牟礼町を廃止し、その 区域を高松市に編入する。
第2号	合併の期日	17年9月26日とする。	18年1月10日とする。	18年1月10日とする。	合併の期日については、平成 18年1月10日とする。	18年1月10日とする。	18年1月10日とする。
第3号	(新)市の名称	とする。	市とする。	市とする。	市の名称については、高松市 とする。	とする。	とする。
第4号	(新)市の事務所の位置	は、高松市番町一丁目8番15 号とする。	号とする。	は、高松市番町一丁目8番15 号とする。	は、高松市番町一丁目8番15 号とする。	号とする。	号とする。
第5号	財産の取扱い	務については、すべて高松市	香川町の所有する財産及び債 務については、すべて高松市 に引き継ぐ。		香南町の所有する財産及び債 務については、すべて高松市 に引き継ぐ。		牟礼町の所有する財産及び債 務については、すべて高松市 に引き継ぐ。
2.合併特例流	まに定める協議事項						
第6号	地域審議会の取扱い	法律(昭和40年法律第6号) 第5条の4第1項の規定に基 づき、塩江町地域に地域審議 会を設置する。 なお、地域審議会の設置に関 し必要な事項については、別	法律(昭和40年法律第6号) 第5条の4第1項の規定に基 づき、香川町地域に地域審議 会を設置する。	法律(昭和40年法律第6号) 第5条の4第1項の規定に基 づき、国分寺町地域に地域審 議会を設置する。 なお、地域審議会の設置に関 し必要な事項については、別	第5条の4第1項の規定に基 づき、香南町地域に地域審議 会を設置する。 なお、地域審議会の設置に関	法律(昭和40年法律第6号) 第5条の4第1項の規定に基 づき、庵治町地域に地域審議 会を設置する。	市町村の合併の特例等に関す る法律(平成16年法律第59 号)第22条第1項の規定に基 づき、牟礼町地域に地域審議 会を設置する。 なお、地域審議会の設置に関 し必要な事項については、別 紙のとおり定めるものとする。
第7号	議会の議員の定数及 び任期の取扱い	法律第6条第2項、第3項、第 5項及び第6項の規定に基づ き、高松市議会の議員の残任 期間及び合併後最初に行われ る一般選挙による議員の任期 に相当する期間、塩江町の区	法律第6条第2項、第3項、第 5項及び第6項の規定に基づ き、高松市議会の議員の残任 期間及び合併後最初に行われ る一般選挙による議員の任期	法律第6条第2項、第3項、第 5項及び第6項の規定に基づ き、高松市議会の議員の残任 期間及び合併後最初に行われ る一般選挙による議員の任期 に相当する期間、国分寺町の		法律第6条第2項、第3項、第 5項及び第6項の規定に基づ き、高松市議会の議員の残任 期間及び合併後最初に行われ る一般選挙による議員の任期	る法律第8条第2項、第3項、 第5項及び第6項の規定に基 づき、高松市議会の議員の残 任期間及び合併後最初に行わ
第8号	農業委員会の委員の 定数及び任期の取扱 い	は、高松市農業委員会に統合 する。 塩江町農業委員会の委員で選 挙による委員については、市 町村の合併の特例に関する法 律第8条第1項第2号の規定 に基づき3人とし、その任期に ついては、高松市農業委員会	する。 香川町農業委員会の委員で選 挙による委員については、市 町村の合併の特例に関する法 律第8条第1項第2号の規定 に基づき5人とし、その任期に	する。 国分寺町農業委員会の委員で 選挙による委員については、 市町村の合併の特例に関する 法律第8条第1項第2号の規 定に基づき5人とし、その任期 については、高松市農業委員	香南町農業委員会について は、高松市農業委員会に統合 する。 香南町農業委員会の委員で選 挙による委員については、市 町村の合併の特例に関する法 律第8条第1項第2号の規定 に基づき3人とし、その任期に ついては、高松市農業委員会 の委員の残任期間とする。	する。 庵治町農業委員会の委員で選 挙による委員については、市 町村の合併の特例に関する法 律第8条第1項第2号の規定 に基づき1人とし、その任期に	する。 牟礼町農業委員会の委員で選 挙による委員については、市 町村の合併の特例等に関する 法律第11条第1項第2号の規 定に基づき2人とし、その任期
第9号	地方税の取扱い	制度に統一する。 ただし、 1 塩江町地域に係る法人市 民税、軽自動車税、入湯税及 び事業所税については、市町 村の合併の特例に関する法づ き、次のとおり取り扱う。 (1) 法人市民税の均等割及び 法人税割の税率については、合 併年度及びこれに続く3年 度に限り、不均一課税を実施 する。 (2) 軽自動車税の税率につい ては、合併年度及びこれに続く3年 度に限り、不均一課税を実施 する。 (3) 入湯税の税率について は、合併年度及びこれに続く3年 度に限り、不均一課税を実施 する。 (3) 入湯税の税率について は、合保取り、不均一課税を実 施する。 (3) 入湯税の税率について は、合保取り、不均一課税を実 施する。 (4) 事業所税については、合 併年度及びこれに続く5年 度に限り、転期の計算の非課税基準 施力法・納期については、合 備年度の翌年度の多個人市 民税の均等資産税の自動です。 3 塩江町地域に係る個人市 民税の均等資産税の手 の制度に地域に係る、納期前 納付に対する報奨金について し、合 の制度にありまりとし、 合 供年度は現行のとおりとし、 合 が年度でる。 3 塩江町地域に係る、納期前	制度に統一する。 ただし、 1 香川町地域に係る法人市 民税、軽自動車税、入湯税及 び事業所税については、市町 村の合併の特例に関する法づ き、次のとおり取り扱う。 (1) 法人市民税の均等割及び 法人税割の規定に基づ き、次のとおり取り扱う。 (1) 法人市民税の均等割及び 法人税割度及びこれに続く3年 度に限り、不均一課税を実施 する。 (2) 軽自動車税の税率について は、合併年度及びこれに続く3年 度に限り、不均一課税を実施 する。 (3) 入湯税の税率について は、合併年度及びこれに続く3年 度に限り、不均一課税を実施 する。 (4) 事業所税については、合 併年度及びこれに続く5年度に 限り、平均一課税を免除する。 (4) 事業税の税率について は、合併年度及びこれに続く5年度に 限り、評町地域に係る個人市 民税の均等割の非課税基準 並びに個人市転税、固定に 見の翌年度に限り、 本 前期町地域に係る個人市 民税の均等割の非課税基準 並びに個人市転税、固定に に の当本 にのいては、合併年度に の翌年度の翌年度 に の3 香川町地域に係る報要金 については、合併年度の翌年度 の3 香川町市域報奨金について は、「合併年度の の3 香川町地域に係る の3 香川町地域に係る の3 香川町地域に係る (4) 第 定 の の に た の 5) 香田市地域に係る (5) 下 (5) 下 (5) 下 (5) 下 (5) 下 (6) 下 (5) 下 (6) 下 (7) 下 (6) 下 (7) T (7) T (制度に統一する。 ただし、 1 国分寺町町地域に係る法人 市民税、軽自動車税、入湯税 及び事業所税については、市 町村の合併の特例に関する法 律10条第1項の規定に基 づき、次のとおり取り扱う。 (1) 法人市民税の法人税割の 税率については、合併年度及びこれに続く3年度た限り、 不均一課税を実施する。 (2) 軽自動車税の税率について ては、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を定していて 、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を 10、不均一課税を定していて は、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を 10、不均一課税を定していて は、合併年度及びこれに続く3年度に限り、 2 国分寺町地域に多いでは、合 併年度の現代を発表の 2 国分寺町地域に多いでは、合 併年度は現行のとおりとし、合 付年度は現行のとおりとし、合 げ年度は現代のと新りたの、 3 国分寺町地域に係る納期 前納付に対する報規定でのとお りとし、固いては、合併年度の翌年度から、 3 年度に限り、不均一課税を の割年度に統一する。 3 国分寺町地域に係る報期 前納付に対する報規定のとお りとし、日本での たるの翌年度に限り、廃止前	ただし、 1 香南町地域に係る法人市 民税、軽自動車税、入湯税及 び事業所税については、市町 村の合併の特例に関する法律 第10条第1項の規定に基づ き、次のとおり取り扱う。 (1) 法人市民税の均等割及び 法人税割の税率については、 合併年度及びこれに続く3年 度に限り、不均一課税を実施 する。 (2) 軽自動車税の税率について に続く3年度に限り、不均一課税を実施 する。 (3) 入湯税の税率について にては、合併年度及びこれに続く3 年度に限り、不均一課税を実 施する。 (3) 入湯税の税率について は、合併年度及びこれに続く5年度に 限り、課税を免除する。 2 香南町地域に係る個人市 民税の均等割の非課税基準 及び納期並びに固定資産税の 宅地の評価方法及び納期について いては、合併年度は現行のとおりとし、合併年度は現行のとおり に満く合併年度に限りに続る4 市 については、合併年度に現当定 が期前前付に対する報奨金について については、合併年度にの翌年度あ 5、高松市の制度に統一する。 3 香南町地域に係る納期前 納付に対する報奨金について については、合併年度の翌年度 たおりといっては、合併年度にの25年度に の1000000000000000000000000000000000000	制度に統一する。 ただし、 1 庵治町地域に係る法人市 民税、軽自動車税、入湯税及 び事業所税については、市町 村の合併の特例に関する法律 第10条第1項の規定に基づ き、次のとおり取り扱う。 (1) 法人市民税の均等割及び 法人税割の税率については、合 併年度及びこれに続く3年 度に限り、不均一課税を実施 する。 (2) 軽自動車税の税率について く3年度に限り、不均一課税を実施 する。 (2) 軽自動車税の税率について は、合併年度及びこれに続く 3年度に限り、不均一課税を 度に限り、不均一課税を 度に限り、不均一課税を (3) 入湯税の税率について は、合併年度及びこれに続く 5年度に限り、不均一課税を 度し限り、不均一課税を 度し限り、不均一課税を 度に限り、不均一課税を 支施する。 (3) 入湯税の税率について は、合併年度及びこれに続く 5年度に限り、不均一課税を 支援税の約率について は、合併年度及びこれに続く 5年度に 限り、課税を 定義で に に 約一時 に が うに に 続く 5年度に に の が 市 民税の均等割の 非 課税基準、 個 人市 民税の均等割の 市 課税基準 で 地 切 に て は、合併年度 し て に た く 合 供 年 度 に の と の り、 て は、 合 保 取 り、 不 均一 課税 を 定 に 続 、 3 年 度 し の の 税率 に つ い て は、 合 係 の の や に 続 、 3 年 度 に の の で に 続 、 3 年 度 に い て し 、 つ り 、 て 均 に 読 校 こ れ に 続 く 3 年 度 に の の に に 続 く 3 年 度 に い に 続 く 3 年 度 に に に 続 の の の 一課税 を 定 い に 続 (3 年 度 し の し に に に に に に 約 の の に に に に 気 の に に に に 物 の し に に 続 の の の に に に に し の し に に に し の し に に い の の の の の の の の に に い に に し の し し 、 の の の の の に に の の の こ い に に に し の し の し の し 、 の し の の の の し 、 の の の の	制度に統一する。 ただし、 1 年礼町地域に係る法人市民 税、軽自動車税及び事業所税 については、市町村の合併の 特例等に関する法律第16条 第1項の規定に基づき、次のと おり取り扱う。 (1) 法人市民税の均等割及び 法人市民税の均等割及び 法人市民税の均等割及び 法人市民税の均等割入び (1) 法人市民税の均等割入び (2) 軽自動車税の税率については、 合併年度及びこれに続く3年 度に限り、不均一課税を実施 する。 (2) 軽自動車税の税率につい ては、合併年度及びこれに続く 3年度に限り、不均一課税を実施 する。 (3) 事業所税については、合併 度度及びこれに続く5年度に限 り、課税を免除する。 2 年礼町地域に係る個人市民 税の均等割の非課税私国定資産 税の約期については、合併年 度は現行のとおりとし、合併年 度の翌年度から、高松市の制 度に統一する。 3 年度に限り、との分件 度の翌年度の3年度に限り、廃止前の 高松市の制度を適用する。
第10号	一般職の職員の身分 の取扱い	ては、すべて高松市の職員と して引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身 分の取扱いについては、高松 市の職員と不均衡が生じない よう公正に取り扱うものとし、そ	ては、すべて高松市の職員と して引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身 分の取扱いについては、高松 市の職員と不均衡が生じない よう公正に取り扱うものとし、そ の細目については、両市町の	いては、すべて高松市の職員 として引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身 分の取扱いについては、高松 市の職員と不均衡が生じない よう公正に取り扱うものとし、そ	香南町の定数内の職員については、すべて高松市の職員として引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じない・ よう公正に取り扱うものとし、その細目については、両市町の長が別に協議して定める。	ては、すべて高松市の職員と して引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身 分の取扱いについては、高松 市の職員と不均衡が生じない よう公正に取り扱うものとし、そ	ては、すべて高松市の職員と して引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身 分の取扱いについては、高松 市の職員と不均衡が生じない

3.その他協調	義事項						
第11号	町名・字名の取扱い	については、現行の大字の区 域とし、それぞれの町の名称 については、「塩江町上西 甲」、「塩江町上西乙」、「塩江 町安原上」、「塩江町安原上 東」、「塩江町安原下」、「塩江 町安原下第1号」、「塩江町安 原下第2号」、「塩江町安原下 第3号」とする。	については、現行の大字の区 域とし、それぞれの町の名称 については、「香川町大野」、 「香川町寺井」、「香川町浅 野」、「香川町川内原」、「香川 町川東上」、「香川町川東下」、 「香川町東谷」、「香川町安原 下第3号」、「香川町安原下第 1号」とする。	称については、「国分寺町新	については、現行の大字の区 域とし、それぞれの町の名称 については、「香南町岡」、「香 南町由佐」、「香南町吉光」、 「香南町横井」、「香南町池 内」、「香南町西庄」とする。	及び名称については、現行の とおりとする。	については、現行の大字の区 域とし、それぞれの町の名称 については、「牟礼町牟礼」、 「牟礼町大町」、「牟礼町原」と する。
第12号	慣行の取扱い	章を用いる。 市民憲章については、高松市 の市民憲章に統一する。 ただし、塩江町の町民憲章に ついては、その趣旨を尊重し て、塩江地区のまちづくりの共 同目標として継承するものとす る。	章を用いる。 市民憲章については、高松市 の市民憲章を用いる。 都市宣言に知っては、高松市 の都市宣言に統一する。 市木及び市花については、高 松市の市木及び市花を用い る。 ただし、香川町の町木につい ては、香川地区の推奨の木と する。	章を用いる。 市民憲章については、高松市 の市民憲章に統一する。 ただし、国分寺町の町民憲章 については、その趣旨を尊重 して、国分寺地区のまちづくり の共同目標として継承していく ものとする。 都市宣言については、高松市 の都市宣言に統一する。 市木及び市花については、高	章を用いる。 市民憲章については、高松市 の市民憲章については、高松市 の都市宣言に知っては、高松市 の都市宣言に統一する。 市木及び市花については、高 松市の市木及び市花を用い る。 ただし、香南町の町木及び町 花については、香南地区の推 奨の木及び花とする。 香南町のマスコットキャラク ター「ししまるくん」について は、香南地区のマスコットキャ	章を用いる。 市民憲章については、高松市 の市民憲章を用いる。 都市宣言については、高松市 の都市宣言に統一する。 市本及び市花については、高 松市の市木及び市花を用い る。 ただし、庵治町の町木及び町 花については、庵治地区の推 奨の木及び花とする。	章を用いる。 市民憲章については、高松市 の市民憲章に統一する。
第13号	事務組織及び機構の 取扱い	とする地方自治法(昭和22年 法律第67号)第155条第1項 に規定する支所とする。 現在の塩江支所及び上西支 所については、新しい塩江支 所の内部組織としての連絡事 務所とする。 新しい塩江支所及び連絡事務 所における所掌事務については、合併時における日常事務についてし、 つー体性・整合性に留いて ての一体性・整合性におけて にの日常生活に急激な変化を 来さないよう、塩江町の地域特 とを考慮した機能・サービス の確保について、合併時まで に調整する。 住民生活に直接影響を及ぼさ ない事務及び市役所本庁す 調査の部署に統合して処理す る。 これらの事務組織及び機構に ついては、合併時に本庁の 適宜の部署に統合して処理す る。 これらの事務組織及び機構に ついては、合併時に本庁の 適宜の部署に統合して処理す る。 これらの事務組織及び機構に ついては、合併時に本庁の 適宜のお割に統合して処理す る。	は、香川町の区域を所管区域 を所管区域 を所着した機能でした。 を がたい に 初にあける の で が 市としての一体性・ 整 合性に お ける 高 が 市としての一体性・ 整 合性に お ける 高 松市としての一体性・ 整 合性に お ける 高 松市としての一体性・ 整 合性に お いて、 住 民の日常生活に る 高 が た 機 時に 急 た 機 に お ける 高 松市としての一体性・ 整 合性に お いて、 住 民の日常生活に 高 激 な 変 化を来 生 等 た 考 の し、 合 併 時 に お ける 高 松市としての一体性・ 整 合性に お いて、 住 民の日常生活に 高 激 な 変 化を来 生 等 た 考 の に お ける 高 松市としての一体性・ 整 合性に お いて、 合 併 時 に お ける 高 松市としての一体性・ 整 合性に お いて、 合 併 時 に お ける 高 松市としての一体性・ 整 合性に お いて、 合 併 時 に お ける 高 松市としての一体性・ 整 合 性 に お いて、 合 件 に お いて、 合 件 に お いて、 合 併 時 に る に る と と もに、 合 げ 袋 に る い 、 合 併 時 に る に め い て、 た 機 時 に る い て、 合 件 時 に る い て 、 合 件 に る い 、 た 例 時 に る の い て、 、 合 件 に つ いて、 、 合 件 時 に る の 、 の 一 て く の の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の 、 の の の 、 の	国分寺支所における所掌事務 については、合併後における 高松市としての一体性・整合 性に留意するとともに、合併時 において、住民の日常生活に 急激な変化を来さないよう、国 分寺町の地域特性等を考慮し た機能・サービスの確保につ いて、合併時までに調整及ぼさ ない事務及び市役所本庁事務 と重複する管理部門等の事務 については、合併時に本庁の 適宜の部署に統合して処理す る。 これらの事務組織及び機構に ついては、合併時に本庁の 適宜の部署に統合して処理す る。 これらの事務組織及び機構に ついては、合併時に本方の 遺宜の部署に統合して処理す る。 これらの事務組織及び機構に ついては、合併時に本方の 遺査の部署に統合して処理す る。 これらの事務組織及び機構に ついては、合併時に本方の 遺査の部署に統合して処理す る。	は、香南町の区域を所管区域 をする地方自治法(昭和22年 法律第67号)第155条第1項 に規定する支所とする。 香南支所における所掌事務に ついては、合併後における高 松市としての一体性・整合性に 留意するとともに、合併時にお いて、住民の日常生活に急激 な変化を来されよう、香南町 の地域特性等を考慮した機 能・サービスの確保について、 合併時までに調整する。 住民生活に直接影響を及ぼさ ない事務及び市役所本庁事務 については、合併時に本庁の 適宜の部署に統合して処理す る。 これらの事務組織及び機構に ついては、合併後の実態を踏 まえながら、全庁的組織機構 のあり方を見据える中で、効率 的で効果的な体制となるよう、 見直し整備を行う。	とする地方自治法(昭和22年 法律第67号)第155条第1項 に規定する支所とする。 庵治支所における所当時る高 松市としての一体性・整合性に 留意するとともに、合併時に急防 いて、住民の日常生活に急激 な変化を来さないよう、庵治町 の地域特性冬を考慮した機 能・サービスの確保について、 合併時までに調整する。 住民生活に直接影響を及ぼき務 と重視での部署に統合して処理す る。 これらの事務組織及び機構については、合併時に本庁の 適定の部署に統合して処理す る。 これらの事務組織及び機構に ついては、合併的組織機構 のあり方を見据える中で、効率 的で効果的な体制となるよう、 見直し整備を行う。	とする地方自治法(昭和22年 法律第67号)第155条第1項 に規定する支所とする。 牟礼支所における所掌事務に ついては、合併後における高 松市としての一体性・整合性に 留意するとともに、合併時にあ いて、住民の日常生活に急激 な変化を来さないよう、牟礼町 の地域特性等を考慮しいて、 合併時までに調整する。 住民生活に直接影響を及ぼさ ない事務及び市役所本庁事務 については、合併時に本庁の 適宜の部署に統合して処理す る。 これらの事務組織及び機構に ついては、合併時に本庁の 適定の部署に統合して処理す る。 これらの事務組織及び機構に のあり方を見据える中で、効率 的で効果的な体制となるよう、 見直し整備を行う。
第14号	条例・規則等の取扱い	市の条例・規則等を適用する。 ただし、行政制度等の調整結 果を踏まえ、条例・規則等の制	市の条例・規則等を適用する。 ただし、行政制度等の調整結 果を踏まえ、条例・規則等の制	条例・規則等については、高松 市の条例・規則等を適用する。 ただし、行政制度等の調整結 果を踏まえ、条例・規則等の制 定、一部改正等を行うものとす る。	市の条例・規則等を適用する。 ただし、行政制度等の調整結 果を踏まえ、条例・規則等の制	市の条例・規則等を適用する。 ただし、行政制度等の調整結 果を踏まえ、条例・規則等の制	市の条例・規則等を適用する。 ただし、行政制度等の調整結 果を踏まえ、条例・規則等の制
第15号	特別職の職員の身分 の取扱い		長、助役、収入役及び教育長) は、合併期日の前日をもって		長、助役、収入役及び教育長)	分の取扱いについては、両市	牟礼町の特別職の職員(町 長、助役及び教育長)の身分 の取扱いについては、両市町 の長が別に協議して定める。
第16号	一部事務組合等の取 扱い	両市町が加入している一部事 務組合については、高松市と して引き続き加入する。 塩江町のみが加入している一 部事務組合については、住民 サービスの変化を来さないこと を基本に、その取扱いについ て、合併時までに調整し、所要 の手続きを行う。 塩江町土地開発公社について	務組合については、高松市と して引き続き加入する。 香川町のみが加入している一 部事務組合については、住民 サービスの変化を来さないこと を基本に、その取扱いについ て、合併時までに調整し、所要 の手続きを行う。 香川町土地開発公社について	両市町が加入している一部事 務組合については、高松市と して引き続き加入する。 国分寺町のみが加入している 一部事務組合については、住 民サービスの変化を来さない ことを基本に、その取扱いにつ いて、合併時までに調整し、所	両市町が加入している一部事務組合については、高松市と して引き続き加入する。 香南町のみが加入している一 部事務組合については、住民 サービスの変化を来さないこと を基本に、その取扱いについ て、合併時までに調整し、所要 の手続きを行う。 土地開発公社については、高	務組合については、高松市と して引き続き加入する。 庵治町のみが加入している一 部事務組合については、住民 サービスの変化を来さないこと を基本に、その取扱いについ て、合併時までに調整し、所要 の手続きを行う。	務組合及び牟礼町のみが加 入している一部事務組合につ いては、住民サービスの変化 を来さないことを基本に、その 取扱いについて、合併時まで に調整し、所要の手続を行う。 牟礼町土地開発公社について は、高松市土地開発公社に統
第17号	附属機関等の取扱い	については、高松市の附属機 関等に統合する。 塩江町で独自に設置されてい る附属機関等については、そ の実態、地域性等を考慮する	については、高松市の附属機 関等に統合する。 香川町で独自に設置されてい る附属機関等については、そ の実態、地域性等を考慮する	国分寺町で独自に設置されて いる附属機関等については、 その実態、地域性等を考慮す る中で、合併時までに調整す	については、高松市の附属機 関等に統合する。 香南町で独自に設置されてい る附属機関等については、そ の実態、地域性等を考慮する	については、高松市の附属機 関等に統合する。 庵治町で独自に設置されてい る附属機関等については、そ の実態、地域性等を考慮する	については、高松市の附属機 関等に統合する。 牟礼町で独自に設置されてい る附属機関等については、そ の実態、地域性等を考慮する
第18号	公共的団体等の取扱 い	別な事情がある場合を除き、 合併後の市の速やかな一体性 の確立に資するため、統合整 備に努める。	別な事情がある場合を除き、 合併後の市の速やかな一体性 の確立に資するため、各団体 の経緯、実情等を踏まえ、統 合整備に努める。		別な事情がある場合を除き、 合併後の市の速やかな一体性 の確立に資するため、各団体 の経緯、実情等を踏まえ、統 合整備に努める。	別な事情がある場合を除き、 合併後の市の速やかな一体性 の確立に資するため、統合整 備に努める。	別な事情がある場合を除き、 合併後の市の速やかな一体性 の確立に資するため、統合整 備に努める。
第19号	消防団の取扱い	松市消防団に統合する。	松市消防団に統合する。	高松市消防団に統合する。 消防団員の報酬等について	消防団員の報酬等について	松市消防団に統合する。	牟礼町消防団については、高 松市消防団に統合する。 消防団員の報酬等について は、高松市の制度に統一す る。
第20号	使用料・手数料等の取 扱い	両市町の同種の使用料・手数 料等については、高松市の制 度に統一する。 塩江町の独自の使用料・手数 料等及び高松市の制度と異な るものについては、その目的、 実情等を考慮する中で、住民	料等については、高松市の制 度に統一する。 香川町の独自の使用料・手数 料等及び高松市の制度と異な るものについては、その目的、 実情等を考慮する中で、住民	3。 両市町の同種の使用料・手数 料等については、高松市の制 度に統一する。 国分寺町の独自の使用料・手 数料等及び高松市の制度と異 なるものについては、その目 的、実情等を考慮する中で、住 民生活に多大な影響を及ぼさ ないよう、調整する。	料等については、高松市の制度に統一する。 香南町の独自の使用料・手数 料等及び高松市の制度と異な るものについては、その目的、 実情等を考慮する中で、住民 生活に多大な影響を及ぼさな	市市町の同種の使用料・手数 料等については、高松市の制 度に統一する。 庵治町の独自の使用料・手数 料等及び高松市の制度と異な るものについては、その目的、 実情等を考慮する中で、住民	料等については、高松市の制 度に統一する。 牟礼町の独自の使用料・手数 料等及び高松市の制度と異な るものについては、その目的、 実情等を考慮する中で、住民

3.その他協議	義事項						
第21号	各種団体への補助金・ 交付金等の取扱い	等については、高松市の制度 に統一する。 ただし、塩江町の補助金・交付 金等に係る従来からの経緯、 実情等を踏まえる中で、調整	等については、高松市の制度 に統一する。 ただし、香川町の補助金・交付 金等に係る従来からの経緯、	に統一する。 ただし、国分寺町の補助金・交 付金等に係る従来からの経	等については、高松市の制度 に統一する。 ただし、香南町の補助金・交付 金等に係る従来からの経緯、	等については、高松市の制度 に統一する。 ただし、庵治町の補助金・交付 金等に係る従来からの経緯、	等については、高松市の制度 に統一する。
第22号	国民健康保険事業の 取扱い	松市の制度に統一する。	は、合併年度は現行のとおりと し、合併年度の翌年度から、高 松市の制度に統一する。 ただし、香川町地域の医療給 付費分に係る国民健康保険税 (料)率については、合併年度	し、合併年度の翌年度から、高 松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の医療 給付費分に係る国民健康保険 税(料)率については、合併年	し、合併年度の翌年度から、高 松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の医療給 付費分に係る国民健康保険税 (料)率については、合併年度	し、合併年度の翌年度から、高 松市の制度に統一する。 ただし、庵治町地域の医療給	し、合併年度の翌年度から、高 松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の医療給 付費分に係る国民健康保険税
第23号	介護保険事業の取扱 い	併年度は現行のとおりとし、合 併年度の翌年度から、高松市 の制度に統一する。 塩江町直営の居宅介護支援 事業所については、合併時に 廃止し、民間事業所において 対応する。 塩江町直営の訪問看護事業 所については、合併時に塩江 病院の訪問看護事業所に統 合する。	松市の制度に統一する。 ただし、香川町の第1号被保 険者の保険料については、合 併年度の翌年度以降は、第3 期介護保険事業計画における 保険料額を踏まえ、調整を行う ものとする。 香川町直営の居宅介護支援 事業所については、合併時に 廃止し、民間事業所について 対応するものとし、香川町直営 の訪問看護事業所について 間看護事業所として事業を継続	保険者の保険料については、 合併年度は現行のとおりとし、 合併年度の翌年度以降は、第 3期介護保険事業計画におけ る保険料額を踏まえ、調整を 行うものとする。 国分寺町の第1号被保険者の 保険料に係る納期について は、合併年度は現行のとおりと し、合併年度の翌年度から、高 松市の制度に統一する。 国分寺町直営の居宅介護支	松市の制度に統一する。 ただし、香南町の第1号被保 険者の保険料については、合 併年度は現行のとおりとし、合 併年度の翌年度以降は、第3 期介護保険事業計画における 保険料額を踏まえ、調整を行う ものとする。 香南町の第1号被保険者の保 険料に係る納期については、 合併年度は現行のとおりとし、	松市の制度に統一する。 ただし、庵治町の第1号被保 険者の保険料については、合 併年度は現行のとおりとし、合 併年度の翌年度以降は、第3 期介護保険事業計画における 保険料額を踏まえ、調整を行う ものとする。 庵治町の第1号被保険者の保 険料に係る納期については、 合併年度は現行のとおりとし、	併年度の翌年度以降は、第3 期介護保険事業計画における 保険料額を踏まえ、調整を行う ものとする。
<mark>第24号 各和</mark>	<mark>重事務事業の取扱い</mark>	高松市の都市提携について	都市提携については、高松市	都市提携についてけ 高松市			都市提携については、高松市
	都市提携	は、継続する。 塩江町の都市提携・交流につ いては、交流先の意思等を尊 重し、合併時までに、地域間交 流等のあり方を含め、調整す る。	の制度を適用する。	間の制度に続一する。 国分寺町が予定している都市 提携の取扱いについては、相 手先の合併の動向を踏まえる とともに、その意思等も尊重 し、地域間交流等のあり方も含 め、合併時までに調整する。	該当なし		御前庭場に シャでは、同本市 の制度に統一する。 エルパートン市との交流事業 については、住民の自主的活 動へ移行するものとし、合併年 度及びこれに続く3年度に限 り、事業補助を行う。 牟礼村との交流については、 合併時までに、住民や民間団 体主体による地域間交流へ移 行する。
	電算システム事業	松市の電算システムに統合す る。 統合に当たっては、合併時の 稼動を目途とするが、当初から 統合を必要としないものについ ては、住民サービスの低下を 招かないよう、運営等において 適切に調整する。 ただし、高松市にないシステム については、塩江町のシステ ムに必要な改修を加え使用す るものとする。	松市の電算システムに統合す る。 統合に当たっては、合併時の 稼動を目途とするが、当初から 統合を必要としないものについ ては、住民サービスの低下を 招かないよう、運用等において 適切に調整する。 ただし、高松市にないシステム については、香川町のシステ ムに必要な改修を加え使用す るものとする。	る。 統合に当たっては、合併時の 稼動を目途とするが、当初から 統合を必要としないものについ ては、住民サービスの低下を 招かないよう、運用等において 適切に調整する。 ただし、高松市にないシステム については、国分寺町のシス テムに必要な改修を加え使用 するものとする。	松市の電算システムに統合す る。 統合に当たっては、合併時の 稼動を目途とするが、当初から 統合を必要としないものについ ては、住民サービスの低下を 招かないよう、運用等において 適切に調整する。 ただし、高松市にないシステム については、香南町のシステ ムに必要な改修を加え使用す るものとする。	松市の電算システムに統合す る。 統合に当たっては、合併時の 稼動を目途とするが、当初から 統合を必要としないものについ ては、住民サービスの低下を 招かないよう、運用等において 適切に調整する。 ただし、高松市にないシステム については、庵治町のシステ ムに必要な改修を加え使用す るものとする。	る。 統合に当たっては、合併時の 稼動を目途とするが、当初から 統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を 招かないよう、運用等において 適切に調整する。 ただし、高松市にないシステム については、牟礼町のシステムに必要な改修を加え使用す るものとする。
	広聴広報事業	松市の制度に統一する。 ただし、現在、塩江町において 実施している相談事業につい ては、住民サービスが低下し ないように取り扱うものとする。 塩江町のケーブルテレビ事業 については、高松市に引き継 ぐ。	松市の制度に統一する。 ただし、現在、香川町において 実施している相談事業につい ては、香川町地域での住民 サービスが低下しないよう、取 り扱うものとする。	している相談事業については、 住民サービスが低下しないよ う、取り扱う。 防災行政無線を利用した一般 広報の取扱いについては、合	松市の制度に統一する。 ただし、香南町が実施している 相談事業については、住民 サービスが低下しないよう、取 り扱うものとする。 防災行政無線を利用した一般 広報の取扱いについては、合	松市の制度に統一する。 現在、庵治町において実施し ている相談事業については、 住民サービスが低下しないよ う、取り扱う。 防災行政無線を利用した一般	松市の制度に統一する。 現在、牟礼町において実施し ている相談事業については、 住民サービスが低下しないよ う、取り扱う。 防災行政無線を利用した一般
	人権啓発事業		松市の制度に統一する。	人権啓発事業については、高 松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町文化センター 及び新居児童館の開館日につ いては、現行のとおりとする。 国分寺町地域における個人給 付等事業及び運動団体等補 助・委託事業の事業内容につ いては、合併年度は現行のと おりとし、合併年度の翌年度か ら、高松市の制度に統一する。	松市の制度に統一する。 ただし、吉光文化センター及び 吉光児童館の開館日について は、現行のとおりとする。 香南町地域における個人給付 等事業及び運動団体等補助・ 委託事業の事業内容について は、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高	松市の制度に統一する。 ただし、庵治町におけるハンセ ン病に関する人権教育・啓発 事業については、現行のとおり 引き継ぐものとする。	松市の制度に統一する。
	コミュニティ施策	高松市の制度に統一する。			高松市の制度に統一する。 ただし、香南町の自治会活動 支援補助については、合併年 度及び合併年度の翌年度に限	高松市の制度に統一する。 庵治町集会所については、高 松市に引き継ぐ。	助については、合併年度及び 合併年度の翌年度に限り、現
	障害者福祉事業	心身障害者医療費助成事業 については、合併年度は現行 のとおりとし、合併年度の翌年 度から、高松市の制度に統一	高松市の制度に統一する。 心身障害者医療費助成事業 については、合併年度は現行 のとおりとし、合併年度の翌年 度から、高松市の制度に統一 する。	高松市の制度に統一する。 心身障害者医療費助成事業 については、合併年度は現行 のとおりとし、合併年度の翌年 度から、高松市の制度に統一	高松市の制度に統一する。 心身障害者医療費助成事業 については、合併年度は現行 のとおりとし、合併年度の翌年 度から、高松市の制度に統一 する。	高松市の制度に統一する。 心身障害者医療費助成事業 については、合併年度は現行 のとおりとし、合併年度の翌年 度から、高松市の制度に統一	については、高松市に引き継

4号 各種事務事業の取扱い	「古駄本活が声光についてい	「古學生にが「単一」	「古料本行社事業については	古駄女行礼声光については	高齢者福祉事業については、	古駄字行が声光については
高齢者福祉事業	高松市の制度に統一する。 塩江町地域の対象者が塩江 町地域のデイサービスセン ターを利用する場合の利用回 数については、合併年度及び これに続く3年度に限り、現行 のとおりとする。 塩江町の単独福祉訪問事業 については、合併時に廃止する。 塩江町老人福祉センターにつ いては、高松市の老人福祉センターにつ いては、高松市の老人福祉センターとして引き継ぐものとし、 管理運営形態については、現 行のとおりとする。	高松市の制度に統一する。 香川町地域における老人クラ ブ活動促進事業及びシルバー 人材センター運営費補助事業については、合併年度は現現 行のとおりとし、合併年度し、現行 行のとおりとし、合併年度の翌 年度から、高松市の制度に統 一する。 香川町地域における高齢者と 施設学のの実施方法について は、合併年度及びこれに続く3 年度に限り、現行のとおりとする。 高齢者生きがいデイサービス 事業の対象者のうち、高松市の対象者のうち、高松市の対象者で、合併時に香川町地 域においてデイサービス 事業の対象者とする。 合併時において、香川町が老 人福祉施設教事業について は、現行の香川町の利子補給 利率を適用する。	高松市の制度に統一する。 国分寺町地域における老人ク ラブ活動促進事業及びシル パー人材センター運営費補助 事業については、合併年度は 設行のとおりとし、合併年度の 翌年度から、高松市の制度に 統一する。 合併時において、国分寺町が 老礼給事業については、現行の 国分寺町の利子補給している 対象事業については、現行の 国分寺町の利子補給している 対象事業については、現行の 国分寺町が 老人福田地取得資金)事業で貸 付けしている対象事業につい ては、現行のとおり引き継ぐ。 国分市町老人福祉センターに つけては、現行のとおり引き継ぐ。 ただし、使用料及び利用対象 着については、合併年度の翌 年度から、高松市の老人福祉セン ター勝賀」と同様に取り扱うも のとする。	高松市の制度に統一する。 香南町の高齢者入湯助成事 業については、合併時の対象 者で、香南する者に限り、現行 のとおりとする。 香南町の介護予防等拠点施 設については、高松市に引き 継ぐ。 香南町地域における老人クラ ブ活動促進事業及びシルバー 人材センター運営費補助事 業については、合併年度の 着齢の交流事業(配食サービス 事部町地域における高齢者と 施設の交流事業(配食サービス 事業のの実施方法について は、合併年度及びこれに続く3 年度に限り、現行のとおりとす る。 合併時に、、香南町地域において ス事業のサービスを受けて いる高齢者で、高松市の対象	高松市の制度に統一する。 庵治町地域の高齢者生きがい デイサービス事業対象者は、 合併年度及びこれに続く3年 度に限り、引き続き他町のデイ サービスセンターを利用できる ものとする。 合併時において、庵治町が老 人福祉施設整備事業で利子補 給している対象事業について は、現行の庵治町の利子補給 利率を適用する。 庵治町地域における老人クラ プ活動促進事業及びシルバー 人材セン ター運営費補助事業について は、合併年度は現行のとおりと し、合併年度の翌年度から、高 松市の制度に統一する。	人福祉施設整備事業で利子 給している対象事業について は、現行の年礼町の利子補約 利率を適用地域における老人クラ ブ活動促進事業及びシルバー 人材センター運営費補助事業 については、合併年度は現行 のとおりとし、合併年度の翌年 度から、高松市の制度に統一 する。 牟礼町老人福祉センターについては、高松市に引き継ぐ。 ただし、利用対象者及び使用 料については、合併年度は現
生活保護事業		生活保護事業については、高 松市の制度に統一する。	生活保護事業については、高		生活保護事業については、高 松市の制度に統一する。	生活保護事業については、高 松市の制度に統一する。
児童福祉事業	松市の制度に統一する。 ただし、塩江町の保育所の保 育料については、合併年度及 びその翌年度は現行のとおり とし、合併年度の翌々年度か ら5年度目において、高松市の 保育料と同額となるよう調整す るものとする。 乳幼児医療費助成制度につい ては、合併時において塩江町 に住所を有する者について は、合併年度及びこれに続く5 年度に限り、現行の塩江町の 制度を適用する。	松市の制度に統一する。 香川町の公立保育所については、高松市の公立保育所とし て引き継ぐ。 香川町の保育所の保育料については、合併年度は現行のと おりとし、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4 年度の別町の保育育所ら入 所する児童の保育育のうち、 負担が増加する場合については、合併年度ののとする。 ただも、香川町の保育育のうち、 負担が増加する場合については、合併年度ののとする。 香川町の保育育のうち、 負担が増加する場合については、合作年度のの日本のの男子をした。 香川町の保育のうち、 し、合併年度のの日本のの男子をした。 香川町のの保育者のうち、 し、合併年度のの日本のの男子をした。 香川町の加速(自定のいては、 香川町の放用の日本ののとまりまた。 香川町の放利用時間については、 合作時までに調整するものとする。 香川町の放気については、 香川町のなまりまたで。 香川町のない高松市のを ただし、香川町の放果後児童 クラブの運営方法については、 合併時であいて、 高松市の制度に統一する。 香川町の加速後児もついては、 合併年度の翌年度から、 高松市のもりとまりとし、 合併年度の認年度から、 香川町のたまりとし、 香川町のたまのとする。 香川町のたまでに 「 本市の制度に統一する。 香川町のたまりとし、 香川町のたまりとし、 香川町のたまりとし、 香川町のたまりとし、 香川町のたまりとし、 香川町のたまりとし、 香川町のたまりとし、 香川町のたまりとし、 香川町のたまりとし、 香川町のたまりとし、 香川町のたまりとし、 香川町のたまりとし、 香川町のたまりとし、 香川町のたまりとし、 香山市でしたる。 香川町のたまりとし、 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	松市の制定に統一する。 国分寺町の公立保育所につい ては、高松市の公立保育所として引き継ぐ。 国分寺町の公立保育所の保育所の保育所として引き継ぐ。 国分寺町の保育所の保育所の保育所の保育料 については、合併年度度の翌年 度から、高松市のの保育所の保育料のう ち、負担の分量の保育料のうち、負担の分量の保育料のうち、負担の分量の保育料のの ち、負担の分量の保育料ののうち、負担の分量の保育料ののうち、負担の分量の保育料のの については、合併年度の翌年度の保育料ののうち、負担の分量の保育料ののうち、負担の分量の保育料のの にては、合併年度の認知でも場合については、合併年度の認知でする。 日本のの保育料と目に額にあたなるよう。 日本の制度に統一する。 国の行用日及び利用日及び利用日及び利用日及び利用日及び利用目のがら、 自体市の放課後児童クラブの分明者負担現行のとお りとし、合併の方法については、会にする。 国の利用日及び利用日及び利用目のがら、 高松市の放課後児童での の利用目及び利用目のとお りたた。 高谷市の放課後については、 会供の方式としてのよりをした。 日本市の方法については、 合併年度ののがに調整する。 の利用日及び利用目のとお りたい、 高松市の方法にの にのがに、 備本での方法について になるよう、 日本のが見てたい。 名子町の方法にの の利用目のでありまの。 の利用日及び利用目のであり、 の利用目のであり、 の利用日及び利用目のにの にのが の利用目のであり、 の利用目のであり、 の利用日及び利用目のでの において、 国子学刊のの において、 国子学	松市の制度に統一する。 香南町の公立保育所について は、高松市の公立保育所とし て引き継ぐ。 香南町の「ししまる館」につい ては、高松市の公立児童館と して引き継ぐ。 香南町の「ししまる館」につい ては、高松市の公立児童館と して引き継ぐ。 香南町の保育所の保育所の保育料については、合併年度の翌年度から、香町の加数後児童クラブに ついては、合併年度の翌年度から、香町の放課後児童クラブとして引き継ぐ。 ただし、香雨町の放課後児童クラブに ついては、高松市の課後児童クラブに ついては、高松市の認識後児童クラブに ついては、高松市のは、各代年度の 重常方法については、合作 時までに調整するものと する南町町間については、合併年 度の翌年度から、高松市の制 度に統一する。 香利用者食は現行のとおりとし、合併年 度の翌年度から3年度 時間の放調をした。 名代年度の24年度から3年度 において、高松市と同額になる	負担が増加する場合について は、合併年度は現行のとおりと し、合併年度の翌年度から4年 度目において、高松市の保育 料と同額になるよう、段階的に 調整するものとする。 母子等医療費助成事業につい ては、合併年度は現行のとお りとし、合併年度の翌年度か ら、高松市の制度に統一する。 乳幼児等医療費助成事業につい いては、合併時において、庵治 町に住所を有する者につい て、合併年度及びこれに続(5 年度に限り、現行の庵 治町 の制度を適用する。	松市の制度に統一する。 牟礼町の公立保育所について は、高松市の公立保育所について は、高松市の公立保育所とし て引き継ぐ。 牟礼町児童館として引き継ぐ。 牟礼町の「母と子の集いの家 については、高松市の子育て 支援施設として引き継ぐ。 牟礼町の病後児保育要業にて いては、現行のとおりとする。 ただし、利用時間・負担金については、高松市の制度に統一 するものとする。 牟礼町の放課後児童クラブにしていては、高松市の制度に統一 するものとする。 牟礼町の放課後児童クラブにしていては、高松市の制度に統の 利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおり、 松市の制度に統一する。 本礼町の加課後児童クラブの 利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおり、 ただし、利用者負担金については、合併年度は現行のとおり、 にたし、利用者負担金については、合併年度は現行のとお

第24号 各種事務事業の取扱い	その他の福祉事業については、高松市の制度に統一す	その他の福祉事業について は、高松市の制度に統一す		その他の福祉事業については、高松市の制度に統一す	その他の福祉事業については、高松市の制度に統一す	その他の福祉事業については、高松市の制度に統一す
その他の福祉事業	子爆弾被爆者援護事業につい ては、合併年度は現行のとお りとし、合併年度の翌年度か ら、高松市の制度に統一する。 社会福祉協議会への運営補 助等については、社会福祉協 議会の統合に伴い、塩江町地 域におけるサービス低下を招 かないよう、合併時までに調整 する。 介護見舞金支給事業について は、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高 松市の制度に統一する。 ただし、塩江町地域の在宅寝 たきり・痴呆性高齢者介護見 舞金支給事業の所得要件につ いては、合併年度に続く3年度 に限り、現行のとおりとし、支 給額については、合併年度か ら4年度目において、高松市の 支給額と同額となるよう調整す るものとする。 緊急通報装置貸与等事業の 塩江町地域における通報シス	弾被爆者援護事業及び介護 見舞金支給事業については、 合併年度は現行のとおりとし、 合併年度の翌年度から、高松 市の制度に統一する。 社会福祉協議会への運営補 助等については、社会福祉協 議会の統合に伴い、香川町地 域におけるサービスの低下を 招かないよう、合併時までに調 整する。 緊急川町地域における通報シス テムについては、当分の間、 現行のとおりとする。 福祉金等支給事業について は、合併年度は現行のとおりと	護見舞金支給事業については、合 併年度は現行のとおりとし、合 併年度の翌年度から、高松市 の制度に統一する。 特定疾患者援護事業については、合 特定度の翌年度から、高松市 になっわれては、合 が年度の翌年度から、高松市 の制度を適用する。 社会福祉協議義へへの運営補 助等については、社会福祉協議 議会の統合に伴い、国分寺町 地域におけるサービスの低下 を招かないよう、合併時までに 調整急通報装置貸与等事業の 国分寺町地域における通報シ ステムについては、当分の間、 現行のとおりとする。	合併年度は現行のとおりとし、 合併年度の翌年度から、高松 市の制度に統一する。 社会福祉協議会への運営補 助等については、社会福祉協 議会の統合に伴い、香南町地 域におけるサービスの低下を 招かないよう、合併時までに調 整する。 合併時に、香南町地域におい て紙おむつ給付事業の給付を 受けている6か月未満の寝た きり高齢者等については、合 併後も給付する。 香南町地域における緊急通報	弾被爆者援護事業、介護見舞 金支給事業及び福祉金等支 給事業については、合併年度 は現行のとおりとし、合併年度 の翌年度から、高松市の制度 に統一する。 社会福祉協議会への運営補 助等については、社会福祉協 議会の統合に伴い、庵治町地 域におけるサービスの低下を 招かないよう、合併時までに調 整する。 緊急通報装置貸与等事業の 庵治町地域における通報シス テムについては、当分の間、 現行のとおりとする。	護見舞金支給事業及び福祉 金等支給事業については、合 併年度の翌年度から、高松市 の制度に統一する。 特定疾患者援護事業について は、合併年度の翌年度から、高 松市の制度を適用する。 社会福祉協議会への運営補 助等については、社会福祉協 議会の統合に伴い、牟礼町地 域におけるサービスの低下を 超かないよう、合併時までに調 整する。 緊急通報装置貸与等事業の
保健衛生事業	松市の制度に統一する。 塩江町地域のデイケアについ ては、現行のとおり実施する。 塩江町保健福祉総合施設につ いては、国民健康保険総合保 健施設として高松市に引き継 ぐ。 塩江町で実施している1歳6か 月児及び3歳児健康診査につ いては、合併年度及びこれに 続く3年度に限り、現行のとお り実施する。 塩江町で実施している総合検 診については、合併年度及び これに続く3年度に限り、現行	松市の制度に統一する。 香川町保健福祉総合センター については、市町村保健セン ターとして、高松市に引き継 ぐ。 香川町地域における1歳6か 月児健康診査、3歳児健康診 査、ことば相談及びこども相談 の実施場所については、合併 年度及びこれに続く3年度につ いて、現行のとおりとする。 香川町で実施している総合検 診については、国民健康保険 加入者を除き、合併年度及び	介護老人保健施設'こくぶんじ 荘」については、高松市に引き 継ぐ。 国分寺町保健センターについ ては、市町村保健センターとし て、高松市に引き継ぐ。 国分寺町地域における1歳6 か月児健康診査、3歳児健康 診査、ことば相談及びこども相 談の実施場所については、合 併年度及びこれに続く3年度に	松市の制度に統一する。 香南町保健センターについて は、市町村保健センターとし て、高松市に引き継ぐ。 香南町地域における1歳6か 月児健康診査、3歳児健康診 査、ことば相談及びこども相談 の実施場所については、合併 年度及びこれに続く3年度につ いて、現行のと切りとする。 香南町で実施している胃・子 宮・乳がん集団検診の実施場 所については、合併年度及び これに続く3年度について、現	松市の制度に統一する。 庵治町保健福祉センターにつ いては、高松市に引き継ぐ。 ただし、併設機能の管理運営 等については、合併時までに 調整するものとする。 庵治町地域における1歳6か 月児健康診査、3歳児健康診 査及びこども相談の実施場所 については、合併年度及びこ れに続く3年度について、現行	診については、合併年度及び これに続く3年度について、検
病院事業		康保険法による国民健康保険	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
環境対策事業	松市の制度に統一する。 塩江町指定のごみ袋について は、合併年度及びこれに続く2 年度に限り、使用できるものと する。 塩江町におけるごみの収集回 数については、合併年度及び これに続く2年度に限り、現行 のとおりとする。 塩江町におけるごみステーショ ンの設置基準については、現 行のとおりとする。 塩江町のし尿中継用貯留施設 については、継続して使用す る。	松市の制度に統一する。 香川町地域のごみの収集方法 等については、合併年度及び これに続く2年度について、現 行のとおりとする。 香川町指定のごみ袋について は、合併年度及びこれに続く2 年度に限り、香川町地域にお いて、使用で業6ものとする。 ごみ処理事業系一般廃 葉物、事業系一般廃棄秋。臨時・ 相大ごみ、資源でみ、動物 の死体及び自己搬入手数料に ついては、合併年度及びこれ に続りとする。 香川町地域の既存のごみス テーションについては、現行の とおりとする。 衛二町地域の既存のごみス テーションについては、現行の とおりとする。 衛生組織団体活動推進事業 にのいては、高松市の制度に統一 する。	松市の制度に統一する。 国分寺町地域における一般廃 棄物の不法投棄等不法処理 防止については、合併年度及 びこれに続く2年度に限り、現 行のとおりとする。 国分寺町指定のごみ袋及び有 料シールについては、合併年 度及びこれに続く2年度に限り、 国分寺町地域において、使 用できものとする。 国分寺町地域のし尿収集手数 料については、合併年度及び これに続く3年度について、 現行のとおりとする。 国分寺町地域のし尿収集手数 料については、合併年度及び これに続く3年度に限り、現行 のとおりとする。 国分寺町地域の既存のごみス テーションについては、現行の とおりとする。 衛生組織団体活動推進事業 については、合併年度の翌年 度から、高松市の制度を適用 する。	香南町地域の既存のごみス テーションについては、現行の とおりとする。 香南町のし尿中継用貯留施設 については、継続して使用す る。 衛生組織団体活動推進事業 については、合併年度は現行 のとおりとし、合併年度の翌年 度から、高松市の制度に統一 する。 香南町指定のごみ袋については、合併年度に限り、 香南町指定のごみ袋については、 合併年度及びこれに続く2 年度に限り、香南町地域にお いて、使用できるものとする。 香南町地域における一般廃棄 物の不法投棄等不法処理防 止については、合併年度及び これに続く2年度に限り、現行 のとおりとする。 香南町地域のごみの収集方法 等については、合併年度及び これに続く2年度にのいて、現	松市の制度に統一する。 庵治町地域の既存のごみス テーションについては、現行の とおりとする。 衛生組織団体活動推進事業 については、合併年度は現行 のとおりとし、合併年度の翌年 度から、高松市の制度に統一 する。 庵治町のし尿中継用貯留施設 については、給休年度及び異 たついては、合併年度及びこれに続く2 年度に限り、庵治町地域にお いて、使用事業(手数料)に係る 庵治町地域のごみ、の収集方法 でんに結りとする。 たつには、合併年度及びこれに続く2 年度に限り、庵治町地域にお いて、使用事業(手数料)に係る 置治町地域の家庭系一般廃 棄物、事業系一般廃棄物、臨 時・粗大ごみ、資源ごみ、動物 の死体及び自己搬入手数料に ついては、合併年度及びこれ に続く2年度について、現行の とありとする。	のとおりとし、合併年度の翌年 度から、高松市の制度に統一 する。 牟礼町地域の既存のごみス テーションについては、現行の とおりとする。 牟礼町地域における一般廃棄 物の不法投棄等不法処理防 止のうち、ボ委員による不法処 環物の不法投棄の監視については、当分の 間、現行のとおりとする。 牟礼町地域のごみ収集方法等 については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行 のとおりとする。 牟礼町指定のごみ袋について、現行 のとおりとする。 牟礼町指定のごみ袋について に、使用事業のごみ袋について におりとする。 牟礼町指定のごみ袋について に参切とする。 牟礼町指定のごみ袋について に参切とする。 牟礼町地域にお にのいてし、 を多した。 名気の にのして、 のとおりとする。 名気の にのして、 にのして に、 のと の と について に、 の に の に の に の に の に の に の に の に の に

<mark>第24号 各種</mark>	重事務事業の取扱い						
	商工·観光関係事業	松市の制度に統一する。 塩江町商工会に対する補助に ついては、合併年度及びこれ に続く3年度について、現行の とおり実施する。 塩江温泉郷の国民保養温泉 地指定については、高松市に 引き継ぐ。 塩江町が実施している観光イ ペントへの補助については、合 併後も継続して行う。 塩江町の観光関連団体補助 については、現行のとおり継続 する。 塩江町の観光廃設について は、高松市に引き継ぐ。 塩江町の観光案内所の管理 運営については、現行のとおり とする。	は、高松市の制度に統一す る。 香川町商工会に対する補助に ついては、合併年度及びこれ に続く3年度について、現行の とおり実施する。 合併時において、香川町の企 業立地促進条例に基づき、助 成金の交付を受けている企業 については、助成期間が満了 するまでの間、現行の香川町 の制度を適用する。 香川町の観光関連団体補助 については、現行のとおり継続 する。 合併時までに償還を終えてい ない香川町の勤労者住宅融資	は、高松市の制度に統一す る。 国分寺町の商品券事業につい ては、合併時に廃止する。 国分寺町商工会に対する補助 については、合併年度及びこ れに続く3年度について、現行 のとおり実施する。 合併時までに償還を終えてい ない国分寺町の勤労者住宅融 資資金貸付制度に基づく融資 に係る預託については、高松 市が引き続き実施する。 国分寺町が実施している観光 イベントの補助については、引 き続き実施する。	は、高松市の制度に統一す る。 「道の駅 香南楽湯」について は、高松市に引き継ぐ。 香川県からの四国自然歩道管 理業務の受託については、高 松市が引き継ぐ。 香南町が実施している観光イ ベントへの補助については、合 併後も継続して行う。 合併時に、香南町の企業設置 奨励条例に基づき、奨設面金の 交付を受けている企業につい ては、助成期間が満了するま での間、現行の香南町の制度 を適用する。	る。 庵治町商工会に対する補助に ついては、合併年度及びこれ に続く3年度について、現行の とおり実施するものとし、協同 組合庵治石振興会の事業補 助については、現行のとおり実 施する。 庵治町が実施している観光イ ベントへの補助については、合 併後も継続して行う。 庵治町の観光施設等について は、高松市に引き継ぐ。 香川県からの国立公園清掃活 動事業(御殿山園地)の受託 については、高松市に引き継 ぐ。	は、高松市の制度に統一す る。 讃岐石材加工協同組合の事 業補助については、現行のと おり実施する。 牟礼町の中小企業等融資制 度に係る利子補給について は、合併時に、牟礼町中小企 業振興融資金利子補給規程 に基づき、利子補給金の交付 を受けている事業者に限り、利 子補給期間が満了するまでの 間、現行の牟礼町の制度を適 用する。 牟礼町の勤労者住宅融資資 金貸付制度に基づく融資に係
	農林水産関係事業	る。 塩江町の林道については、高 松市の林道として引き継ぐ。 塩江町が実施している園芸団 体に対する補助については、 合併年度及びこれに続く3年 度について、実施する。 イノシシ等被書防除事業については、 合併年度及びこれに続く5年度に限り、実施する。 間伐補助事業については、塩 江町地域において、現行のと おり実施する。 塩江町の農林施設、重要稚仔 放流事業、地籍調査事業及び 農業集落排水事業について 農業集落排水事業について は、高松市に引き継ぐ。 塩江町地域において、土地改 良区を設立するものとし、設立 までの土地改良事業について は、共同施行体等が事業主体 となり、実施するものとする。 塩江町農業経営者協会に対す る補助については、合併年度 及びこれに続く3年度につい て、実施する。	る。 香川町が実施している農業機 械銀行受託者機械導入補助、 営業施設等整備事業補助及 び地区農業振興推進協議会 の委員手当としての報償金に ついては、合併年度は現行の とおりとする。 香川町が実施している農業機 械銀行、地区農業振興推進協議会 の活動に対する。 香川町が実施している農業機 構設、酪農研究会、香川町費 業組合、園芸団体及び農業経 営者協議会の活動に対する 補助については、合併年度及び これに続〈3年度について、実施する。 香川町の未道については、高松市の林道については、高 松市の林道として引き継ぐ。 香川町の農林施設について は、高松市に引き継ぐ。 香川町の農林漁業公庫資金 償還金については、高松市が	種子消毒事業、農業機械銀 行、みかん部会、果樹研究同 志会、さつき会、雑木盆栽部会 及び大平・国分パイロット組合 に対する補助については、合 併年度及びこれに続く3年度に 限り、実施する。 国分寺町が実施している盆栽 団体及び日本盆栽協会国分 寺支部に対する補助について は、現行のと嵩りとする。 国分寺町地域において、土地改 良区を設立するものとし、設立 までの間の土地改良事業につ	香南町の農林施設について は、高松市に引き継ぐ。 香南町が事業主体として合併 後も継続する土地改良事業に 限り、完了するまでの間、現行 のとおりとする。 香南町が実施している景観作 物推進事業、麦作生産推動事業、 累樹産地整備促進事業 累根樹産地整備促進事業 要構成に加多く でイノシシ等被害防止対象で については、合併年度及び これに続く3年度に限り、実施 地銀行、農業機械銀行推定会及び 園芸生産組合に対する補 助については、合併年度及び これに続く3年度に限り、実施	る。 庵治町の林道については、高 松市の林道として引き継ぐ。 庵治町の農林施設について は、高松市に引き継ぐ。 庵治町で実施している「新春あ じっ子市場事業」については、 現行のとおり実施する。 庵治町の地籍調査事業については、 高松市に引き継ぐ。 庵治町の地籍調査事業については、 電治町の地籍調査事業については、 電治町の連難推進事業、 酸油域可りズーション推進 協説で、引き続き加入する。 東讃地域マリノベーション推進 協調で、引き続き加入する。 権治町が実施している景観作 物推進事業については、 合併 年度及びこれに続く3年度に限	ては、高松市に引き継ぐ。 牟礼町の栽培漁業推進事業 については、現行のとおりとす る。 東讃地域マリノベーション推進 協議会については、高松市に おいて、引き続き加入する。 合併時に、牟礼町の漁業近代 化資金利子補給事業に基づ き、利子補給金の交付を受け ている者については、利子補 給期間が満了するまでの間、 現行の牟礼町の制度を適用す る。 土地改良事業については、牟 礼町が事業主体として合併後
	建設関係事業	松市の制度に統一する。 塩江町が認定している町道に ついては、高松市の市道として 引き継ぐ。 塩江町道路愛護会への補助 については、合併年度及びこ れに続く3年度に限り、現行の とおり実施する。 急傾斜地崩壊対策事業に係る 塩江町地域での採択基準及び 事業費負担区分については、現行のとおりとする。 水防に係る塩江町住民への周 知方法については、現行のと おりとする。 塩江町の町営住宅について は、高松市の市営住宅として 引き継ぐものとし、住宅使用料 については、現家賃との差が 生じないよう調整するものとす る。	松市の制度に統一する。 香川町地域の用途地域につい ては、現行のとおりとする。 香川町地域の開発行為等の 許可基準については、現行の とおりとする。 香川町が認定している町道に ついては、高松市の市道として 引き継ぐ。 合併時において、香川町地域 で継続中の道路新設改良事業 に係る土地買収単価について は、合併年度及びこれに続く2 年度に限り、現行のとおりとする。 急傾斜地崩壊対策事業に係る 着川町地域での採択基準及び 事業費負担区分については、現行のとおりとする。 水防対策に係る香川町住民へ の周知方法については、現行のとおりとする。	建設関係事業については、高 松市の制度に統一する。 国分寺町地域の用途地域につ いては、現行のとおりとする。 国分寺町地域の開発行為等の 建築に関する制限内容につい ては、現行のとおりとする。 国分寺町地域の開発行為等 の許可基準については、現行 のとおりとする。 国分寺町のミニ公園について は、高松市のちびっこ広場とし て引き継ぐ。 国分寺町が認定している町道 については、高松市の市道として引き継ぐ。 自分寺町地域での振新設改良事 業に係る仕年度及びこれに続く 2年度に限り、現行のとおりと する。 急傾斜地崩壊対策事業に係る 国分寺町地域での採択基準及 び事業費負担区分について は、気行のとおりとする。 次防対策に係る国分寺町住民	建設関係事業については、高松市の制度に統一する。 香南町地域の開発行為等の 許可基準については、現行の とおりとする。 香南町が認定している町道に ついては、高松市の市道として 引き継ぐ。崩壊対策事業に係る 香南町が認定している町道に ついては、高松市の市道として 引き継ぐ。崩壊対策事業准係る 香南町町地域の採択基準及び 現行のとおりとする。 水防対策に係る香南町住民へ の周知方法については、現行 のとおり継続中の道路新設内も見ないこれに続い で継続る土地の買収びこれに続く 2年度に限り、現行のとおりと する。 香南町が実施している「ふるさ とづくり事業」及び「世代間交 流花づくり事業」については、 合併年度及びこれに続く3年 度に限り、実施する。 香南町の新営住宅について は、合併年度及びその翌年 度は現行のとおりとし、平成2 1年度にあいて、高松市の制 度に統一するよう、段階的な軽 減措置を講ずる。	建設関係事業については、高 松市の制度に統一する。 庵治町の漁港管理事業につい ただし、電柱等に係る漁港施 設占用料については、合併時 までに町の港湾施設占用料及 び使用料については、現行の とおりとする。 本防対策に係る庵治町住民へ の周知方法については、現行の とおりとする。 本防対策に係る庵治町住民へ の周知方法については、現行の とおりとする。 本防対策に係る庵治町住民へ の周知方法については、現行 のとおり継続する。 庵治町が認定している町道に ついては、高松市の市道として 引き継ぐ。 庵治町の準用河川について は、高松市の町営住宅について は、高松市の町営住宅として 引き継ぐものとし、住宅使用料 については、現繁賃との格差 が生じないよう、調整するもの とする。 宿治町地域の買取単価について は、合併年度及びこれに 続く2年度に限り、現行のとお りとする。 庵治町地域の河川占用料等 については、合併年度及びこ れに続く3年度に限り、現行の とおりとする。	松市の制度に統一する。 牟礼町の用途地域について は、現行のとおりとする。 牟礼町地域の特定用途制限 地域内及び旅館施設等の建 築に関する制限内容について は、現行のとおりとする。 牟礼町地域の開発行為等の 許可基準については、現行の とおりとする。 急傾斜地崩壊対策事業に低る 牟礼町地域の採択基準については、現行の とおりとする。 急傾斜地崩壊対策事業に低る 牟礼町の港湾管理等委員会については、現行のとおりとする。 牟礼町の港湾管理等委員会については、現行の とおりとする。 牟礼町の港湾管理等委員会については、現行の とおりとする。 牟礼町の花にの市道としている町道として 引き継ぐ。 小防対策に低る牟礼町住民への の周知方法については、高松市の普道として 引き継ぐ。 合併時にの道路新設改良可 とば、合併年度及びこれに続 と年夏に限り、現行のとおりと する。

					交通関係事業については、高	
	塩江町地域におけるチャイル ドシート助成については、合併 年度及びこれに続く3年度に限	ただし、香川町地域における 交通傷害保障の保険期間につ	松市の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域におけ る交通傷害保障の保険期間並 びに端岡駅・国分駅自転車駐 車場の利用時間及び駐車料に	保障の保険期間については、 合併時までに調整するものと	松市の制度に統一する。 ただし、街頭交通指導の実施 方法等については、庵治町地 域の交通安全活動の低下を来 さないよう、合併時までに調整	ドシート助成については、合 年度及びこれに続く3年度に
交通関係事業	塩江町地域における町営バス の運行については、現行のと	香川町地域における町営バス の運行については、現行のと	ついては、合併時までに調整	いては、合併年度及びこれに 続く3年度に限り、現行のとお	にないなく声し所時気をに調整 するものとする。 庵治町地域における交通傷害 保障の保険期間については、 合併時までに調整する。 庵治町地域におけるチャイル ドシート助成については、合併 年度及びこれに続く3年度に限 り、現行のとおり実施する。	
	ては、高松市の簡易水道事業 として引き継ぐ。	は、高松市の上水道事業に統 合する。	ては、高松市の上水道事業に 統合する。	は、高松市の上水道事業に統 合する。	庵治町の上水道事業について は、高松市の上水道事業に統 合する。	は、高松市の上水道事業に 合する。
上水道事業	業に係る事務等については、	担金、手数料及びその他上水 道事業に係る事務等について	担金、手数料及びその他上水	担金、手数料及びその他上水 道事業に係る事務等について	担金、手数料及びその他上水 道事業に係る事務等について	担金、手数料及びその他上
上小旦争耒			は、渇水対策用として活用する とともに、配水池等について	1か月の水道料金が増加する ものについては、合併後4年目 において、高松市の水道料金	る。 ただし、庵治町地域において、 1か月の水道料金が増加する ものについては、合併後4年目 において、高松市の水道料金 と同額になるよう、段階的に調 整するものとする。	1か月の水道料金が増加す ものについては、合併後44 において、高松市の水道料
	塩江町の公共下水道事業につ いては、高松市の事業として 引き継ぐ。 下水道使用料、受益者負担 金、合併処理浄化槽設置整備	下水道事業については、高松 市の制度に統一する。 香川町の公共下水道事業につ いては、高松市の事業として 引き継ぐ。	市の制度に統一する。 国分寺町の公共下水道事業 については、高松市の事業と して引き継ぐ。	下水道事業については、高松 市の制度に統一する。 香南町の公共下水道事業につ いては、高松市の事業として 引き継ぐ。	下水道事業については、高松 市の制度に統一する。 庵治町の公共下水道事業につ いては、高松市の事業として 引き継ぐ。	下水道事業については、高 市の制度に統一する。 牟礼町の公共下水道事業 いては、高松市の事業とし 引き継ぐ。
	市の制度に統一する。 ただし、塩江町が実施している 汚水ますの設置については、 合併年度及びこれに続く5年 度に限り、現行のとおり継続す るものとする。	により、香川町で合併時までに 融資をあっせんされた者につ いては、合併年度及びこれに 続〈3年度に限り、現行の香川 町の制度を適用する。 香川町地域における汚水ます の設置については、合併年度	支援補助及び単独浄化槽撤 去費補助については、合併年 度及び合併年度の翌年度に限 り、現行のとおりとし、合併処 理浄化槽を専用住宅に設置す る場合の補助については、合	により、香南町で合併時までに 融資をあっせんされた者につ いては、合併年度及びこれに 続く3年度に限り、現行の香南 町の制度を適用する。 香南町地域における汚水ます の設置については、合併年度	いては、合併年度及びこれに 続く5年度に限り、現行の庵治	浄化槽設置に対する補助し いては、合併年度及びこれ 続く3年度に限り、現行のと り実施する。 水洗便所改造資金支援制。 により、牟礼町で合併時ま 融資をあっせんされた者に
下水道事業	については、 平成18年度ま で、 現行のとおり継続するもの とする。	現行のとおりとする。 香川町の排水設備設置助成 の取扱いについては、合併時 までに調整する。	限り、現行のとおりとする。 国分寺町地域の排水設備設 置助成については、合併時に おいて供用を開始しており、か つ、受益者負担金を賦課され ている者について、合併年度	現行のとおりとする。 浄化槽市町村整備推進事業 により、香南町が合併時まで に設置し、維持管理を行ってい る合併処理浄化槽について は、合併年度及びこれに続く1 0年度に限り、現行のとおりと する。 香南町の排水設備設置助成 の取扱いについては、合併時	続く3年度に限り、現行のとお りとする。 庵治町の排水設備設置助成 の取扱いについては、合併時 までに調整する。	続く5年度に限り、現行の 町の制度を適用する。 牟礼町地域における汚水。
	は、高松市の制度に統一す	は、高松市の制度に統一す	消防防災関係事業について は、高松市の制度に統一す	消防防災関係事業について は、高松市の制度に統一す	は、高松市の制度に統一す	消防防災関係事業につい は、高松市の制度に統一す
消防防災関係事業	松市においてシステムの更新 等を行うまでの間、現行のとお り運用する。	ては、高松市の防災センターと して引き継ぐ。 香川町の防災行政無線につい ては、高松市においてシステ ムの更新等を行うまでの間、 現行のとおり運用する。 戸別受信機の経費負担につい	理している事務の取扱いについては、合併時までに調整する。 国分寺町の防災行政無線については、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、	は、合併時までに調整する。 香南町の防災行政無線につい ては、高松市においてシステ ムの更新等を行うまでの間、 現行のとおり運用する。 戸別受信機設置補助について は、合併時までに調整する。	ムの更新等を行うまでの間、 現行のとおり運用する。	る。 牟礼町の防災行政無線に ては、高松市においてシス ムの更新等を行うまでの間 現行のとおり運用する。 牟礼町の戸別受信機の経 負担については、合併時ま に調整する。
	塩江町の公立学校について は、高松市の公立学校として	松市の制度に統一する。 香川町の公立学校について は、高松市の公立学校として	学校教育事業については、高 松市の制度に統一する。 国分寺町の公立学校について は、高松市の公立学校として コキザグ	松市の制度に統一する。 香南町の公立学校について は、高松市の公立学校として	松市の制度に統一する。 庵治町の公立学校について は、高松市の公立学校として	学校教育事業については、 松市の制度に統一する。 牟礼町の公立学校につい は、高松市の公立学校とし
	塩江町地域で実施している小 学校児童通学援助及び中学 校生徒通学援助については、 現行のとおり継続する。 塩江町地域の奨学制度等の	稚園児通園援助、小学校児童 通学援助及び中学校生徒通 学援助については、現行のと おり継続する。	国分寺町地域における修学旅 行等補助については、合併年 度は現行のとおりとする。	動講師派遣事業については、 現行のとおりとする。 香南町地域におけるクラブ・部 活動等補助については、合併	庵治町で実施しているスクー ルバスの運行については、現 行のとおり引き継ぐ。 庵治町地域の学校給食につい ては、合併年度は現行のとお	りとし、合併年度の翌年度
	度は現行のとおりとし、合併年 度の翌年度から、高松市の制 度に統一する。 塩江町地域における、小学校 の学校行事等参加補助につい ては、現行のとおりとし、高等	奨学制度等の支援制度につい ては、合併年度は現行のとお りとし、合併年度の翌年度か ら、高松市の制度に統一する。 香川町地域の学校給食及び 幼稚園給食については、香川	ら、高松市の制度に統一する。 国分寺町地域の学校給食及 び幼稚園給食については、国 分寺町の調理場において実施	香南町地域の学校給食につい ては、合併年度は現行のとお りとし、合併年度の翌年度か ら、高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域の学校給 食及び幼稚園給食について	ら、高松市の制度に統一する。 庵治町地域の学校給食及び 幼稚園給食については、庵治 学校給食センターにおいて実 施する。 庵治町地域における幼稚園授	学校給食センターにおいて 施する。 牟礼町地域の奨学制度等 支援制度については、合低 度は現行のとおりとし、合 度の翌年度から、高松市の
	助制度、中学校新人・総合体 育大会補助及び中学校の学 校行事等参加補助について は、合併年度及びこれに続く3 年度に限り、現行のとおり実施	て実施するものとし、給食配送 方法については、合併時まで に調整する。 香川町地域における小学校の 学校行事等参加補助及び中	年度は現行のとおりとし、合併 年度の翌年度から、高松市の 制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の奨学	ターにおいて実施するものと し、給食配送方法については、 合併時までに調整する。 香南町地域の奨学制度等の 支援制度については、合併年	は、合併年度は現行のとおりと し、合併年度の翌年度から、高 松市の制度に統一する。 庵治町の小学校入学記念児 童作品製作については、現行	活動等補助については、 年度は現行のとおり実施す ものとし、障害児学級活動
学校教育事業	り、実施する。	とする。 香川町地域における修学旅行 等補助、クラブ・部活動等補助 及び学校生活支援事業につい ては、合併年度は現行のとお りとする。	等の修学年限に相当する期間、支給するものとする。 国分寺町地域における中学校新人・総合体育大会補助及び 中学校の学校行事等参加補助については、合併年度及び	度に統一する。 香南町地域の幼稚園授業料 の納付方法、納付時期につい ては、合併年度は現行のとお りとし、合併年度の翌年度か ら、高松市の制度に統一する。	支援制度については、合併年 度は現行のとおりとし、合併年 度の翌年度のがら、高松市の制 度に統一する。 庵治町地域における小学校の 学校行事等及び町合唱コン	限り、現行のとおり実施す 牟礼町地域における英語: 助手派遣については、合行 度及びこれに続く5年度に り、現行のとおり実施する:
		人・総合体育大会補助及び中 学校の学校行事等参加補助 については、合併年度及びこ れに続く3年度に限り、現行の とおりとする。	国分寺町地域における幼稚園 授業料については、合併年度 は現行のとおりとし、合併年度	は、現行のとおりとする。 香南町地域における中学校新 人・総合体育大会補助及び中 学校の学校行事等参加補助 については、合併年度及びこ	現行のとおりとし、中学校新 人・総合体育大会及び香川県 音楽発表会参加補助について は、合併年度及びこれに続く3 年度に限り、現行のとおりとす る。	行のとおり実施する。 牟礼町地域における幼稚 業料については、合併年月 現行のとおりとし、合併年月
		助手派遣については、合併年 度及びこれに続く5年度に限 り、現行のとおり実施する。 香川町地域の幼稚園授業料 については、合併年度は現行 のとおりとし、合併年度の翌年	なるよう、段階的に調整する。 国分寺町地域の幼稚園授業 料の納付方法等については、 合併年度は現行のとおりとし、 合併年度の翌年度から、高松 市の制度に統一する。	とおりとする。 香南町地域の幼稚園授業料 については、合併年度は現行 のとおりとし、合併年度の翌年 度から4年度目において、高松 市の授業料と同額になるよう、	庵治町地域における英語指導 助手派遣については、合併年 度及びこれに続く3年度に限 り、現行のとおり実施するもの とし、中学校の常勤講師配置 については、現行のとおりとす	翌年度から4年度目におい 高松市の授業料と同額に よう、段階的に調整する。 牟礼町地域における幼稚 業料の納付方法等につい
		市の授業料と同額になるよう、 段階的に調整する。	国分寺町地域における英語指 導助手派遣については、合併	香南町地域における英語指導 助手派遣については、合併年 度及びこれに続く5年度に限	る。 庵治町地域における幼稚園授 業料については、合併年度は 現行のとおりとし、合併年度の 翌年度から4年度目において、	松市の制度に統一する。 牟礼町の園区については

<mark>第24号 各</mark>	各種事務事業の取扱い						
	社会教育事業	松市の制度に統一する。 塩江町民運動会については、 高松市の地区運動会として取 り扱う。 東四国オープンゲートボール 大会については、現行のとおり 継続する。	香川町の子ども会活動の促 進、PTA活動の促進及びス ボーツ団体育成事業について は、合併年度は現行のとおりと し、合併年度の翌年度から、高 松市の制度に統一する。 香川町の学校週5日制関連地 域づくり事業、子ども会交流大 会及び卓球大会については、2000年度の翌年度のとす る。 香川町地域の校区子ども会、 体育協会及びこれに続く2年 度に限り、現行のとおりとす る。 香川町地域のな下の制度に統一す るよう、段階的に調整する。 香川町の公民館の取扱い及び 開館時間・使用料等について は、高松市の制度に統一す るよう、段階的に調整する。 香川町地域の体育的とまする。 香川町地域の体育施設の利 開館時間・5000 は、現行のとおりとする。 香川町地域の体育施設の利 間時間については、現行の近 は、現行のとする。 香川町地域の体育施設の利 間時間については、現行のの町 内在住者の使用料に統一す る。	松市の制度に統一する。 国分寺町の分ども会活動の促進、アTA活動の促進、アTA活動の定進ののでした。 が一ツ団体育成事業について は、合併年度の翌年度から、高 松市の制度に統一する。 国分寺町の ¹ やってんまいスポ レク、子谷併早度のとまりとし、 合併年度の翌年度から、高 イレク、子谷供早度のとまりとし、 合併年度のでにたました。 国分寺町の「やってんまいスポ レク、子谷供取り、現行のとおりとし、 合併取り、現行のとおりと する。 国分寺町本町のでのでした。 市町市に 市する。 大市の制度にあいて、高松市の制度に 統一する。 国分寺町54年度ので、高松市の制度に 統一する。 国分寺町54年度ので、高松市の制度に 統一する。 国分寺町町は、 高松市の制度において、高松市的に 調整す54年度のの25年での において、高松市の に 国名寺町54年度のの に ち4年度のの た に おっよう、段階 的に 国本のの に ち4年度のの た に た の た た の た た の た の た た の た の た の	松市の制定くに統一する。 香南町の子ども会活動の促進、PTA活動の促進のVスポーツ団体育成事業について は、合併年度の翌年度から、高 松市の町の中央公民館については、合併年度の翌年度をありた。 松市の町の中央公民館については、雪町の町時間・使用料等に ついては、香町町の中時間・使用料等に ついては、雪町の町時間・使用料等に ついては、雪市町の市時間・使用料等に ついては、コークラリー 大会、及び「香南町の1000000000000000000000000000000000000	松市の制度に、 「ない」の 「、、 「ない」の 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、 「、	松市の制度に統一する。 牟礼町の子ども会活動の促 進、PTA活動の促進及びス ポーツ団体育成現行のとおりとし、 合併年度の翌年度から、高 松市の制度に統一する。 牟礼町の公民館については、 高松市の地区公民館として引き継ぐものとする。 ただし、牟礼町の公民館については、 高松市市の制度に統一する。 牟礼町の公民館の期等にについては、 高松市市の制度に統一する。 牟礼町の公民館の期等にについては、 については、現行のとおりとする。 ただし、牟礼町が入りとおりとする。 ただし、牟礼町が入りまする。 ただし、牟礼町が、 市町地区では、現行のとおりとする。 ただし、年代、町の町長杯フェンシング 大会和町の町長杯フェンシング 大会和町地域の開間については、 現行のとおりとする。 牟礼町地域の時間とついては、 、年礼町のいては、現行のとおりとする。 牟礼町でのにては、年度に見の町 市地設現行のとおりとし、中学校の が減免間については、年度に見い町 に続く3年度については、年度及び これにに続く3年度について、 現行のとおりとする。 牟礼町町のが有節施設の管理。 なお、財団し、日本のとする。 牟礼町ジュニア・リーダークラ ブ、体育協会、スポーツクチマラ ブ、体育協会、スポーツクチマーの して、高松市の制度に流しする。
	文化振興事業	松市の制度に統一する。 塩江町文化祭については、高 松市の地区文化祭として取り 扱う。 塩江町立美術館については、 高松市の美術館として、高松 市に引き継ぐ。 塩江町立美術館の運営につい	香川町の文化財保存等事業 に係る補助については、現行 のとおりとする。 香川町の「ふるさと歴史探訪」 については、現行のとおり実施 する。 香川町文化協会に対する補助 については、合併時までに調 整する。	松市の制度に統一する。 国分寺町において文化教育普 及事業として実施している体験 学習、歴史資料館講座及び史 跡まつりについては、現行のと おり実施する。 国分寺町音の祭りについて は、継続して実施する。 讃岐国分寺跡資料館について は、高松市の資料館として引 き継ぐ。	松市の制度に統一する。 香南町の陶芸館については、 高松市に引き継ぐ。 香南町の学術・芸術振興に係 る奨学金貸与事業により、合 併時に奨学金の貸与を受けて いる者については、現行の香 南町の制度を適用する。 香南町歴史民俗郷土館につい ては、高松市の郷土館として 引き継ぐ。 香南町歴史民俗郷土館の観	松市の制度に統一する。 庵治町の地域振興館(仮称) については、高松市に引き継 ぐ。 石のさとフェスティバル事業に ついては、高松市において、引 き続き実施する。	松市の制度に統一する。 石の民俗資料館については、 高松市の資料館として引き継 ぐ。 石の民俗資料館における体験

その他の	の事業						
	外部監査制度		外部監査制度については、高 松市の制度を適用する。	外部監査制度については、高 松市の制度を適用する。	外部監査制度については、高 松市の制度を適用する。	外部監査制度については、高 松市の制度を適用する。	外部監査制度については、高 松市の制度を適用する。
	市·町民褒章制度	高松市の制度に統一する。 塩江町の名誉町民について は、塩江地区の名誉町民とし て継承する。	市・町民褒章制度については、 高松市の制度に統一する。 ただし、香川町の名誉町民に ついては、香川地区の名誉町 民として継承するものとし、待 遇の内容については、合併時 までに調整するものとする。			ただし、庵治町の名誉町民に ついては、庵治地区の名誉町	高松市の制度に統一する。 ただし、牟礼町の名誉町民及
	情報公開制度		情報公開制度については、高 松市の制度に統一する。	情報公開制度については、高 松市の制度に統一する。	情報公開制度については、高 松市の制度に統一する。	情報公開制度については、高 松市の制度を適用する。	情報公開制度については、高 松市の制度に統一する。
	夢励人事業	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	牟礼町の夢励人プロジェクトに ついては、その趣旨等を踏ま え、合併年度及びこれに続く3 年度に限り、適切な支援を行 う。
	過疎地域の指定及び 計画	過疎地域自立促進特別措置 法(平成12年法律第15号)第 33条第2項の規定に基づき、 塩江町過疎地域自立促進計 画を引き継ぐ。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	水問題対策	水問題対策については、高松 市の制度を適用する。	水問題対策については、高松 市の制度を適用する。	水問題対策については、高松 市の制度を適用する。	水問題対策については、高松 市の制度を適用する。	水問題対策については、高松 市の制度を適用する。	水問題対策については、高松 市の制度を適用する。
	契約制度	契約制度については、高松市 の制度に統一する。	契約制度については、高松市 の制度に統一する。	契約制度については、高松市 の制度に統一する。	契約制度については、高松市 の制度に統一する。	契約制度については、高松市 の制度に統一する。	契約制度については、高松市 の制度に統一する。
	女性政策	の制度に統一する。	の制度に統一する。 ただし、香川町地域の女性団 体に対する補助については、	の制度に統一する。 ただし、国分寺町地域の女性 団体に対する補助について は、合併年度及び合併年度の	の制度に統一する。 ただし、香南町地域の女性団 体に対する補助については、 合併年度及び合併年度の翌	体に対する補助については、	の制度に統一する。 ただし、牟礼町地域の女性団 体に対する補助については、 合併年度及び合併年度の翌
	後継者育成等報償制 度	塩江町の後継者育成報償及 び出産家庭報償については、 合併年度及びこれに続く3年 度に限り、現行のとおりとし、 結婚促進報償については、合 併時に廃止する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	市·町民葬儀	市・町民葬儀については、高松 市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬及び香川 南部葬斎場組合の施設の使 用については、協定項目第16 号「一部事務組合等の取扱 い」の協議を踏まえ、住民サー ビスの変化を来さないことを基 本に、合併時までに調整する ものとする。		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	葬斎関係事業	該当なし	松市の制度に統一する。 ただし、香川南部葬斎場組合 の施設の使用及びやすらぎ苑 葬については、協定項目第16 号「一部事務組合等の取扱 い」の協議を踏まえ、住民サー ビスの変化を来さないことを基 本に、合併時までに調整する ものとする。	松市の制度に統一する。 ただし、綾南環境衛生組合(綾 南斎苑)の施設等の使用及び 霊柩車運行料金等利用者の 助成については、協定項目第 16号「一部事務組合等の取扱 い」の協議を踏まえ、合併時ま でに調整するものとする。 国分寺町営墓地の永代使用 料等については、現行のとおり	松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬及び香川 南部葬斎場組合の施設の使 用については、協定項目第16 号「一部事務組合等の取扱 い」の協議を踏まえ、住民サー ビスの変化を来さないことを基 本に、合併時までに調整する ものとする。	サービスに大きな変化を来さ ないことを基本に、合併時まで に調整する。 市・町民葬儀の利用者への負 担増に対する対応について は、合併時までに調整する。	松市の制度に統一する。 牟礼町斎苑については、高松 市に引き継ぐものとし、使用料 等については、住民サービス に大きな変化を来さないことを 基本に、合併時までに調整す る。 牟礼町営墓地の永代使用料 については、現行のとおりとす る。 市民葬儀の利用者への負担
	生活用水確保対策事 業	生活用水確保対策事業については、塩江町地域において、 合併年度及びこれに続く3年 度について、現行のとおり実施する。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	塩江町における公園・ レクリエーション等施設	塩江町の公園・レクリエーショ ン等施設については、高松市 に引き継ぐ。	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
	青少年健全育成事業	青少年健全育成事業について は、合併年度に限り、現行のと おりとする。 なお、塩江町地域における不 登校対策(適応指導教室事	青少年健全育成事業について は、高松市の制度に統一す る。 ただし、香川町地域における 青少年健全育成事業について は、合併年度に限り、現行のと おりとする。 なお、香川町地域における不 登校対策(適応指導教室事 業)については、現行のとおり とする。	該当なし	青少年健全育成事業について は、高松市の制度に統一す る。 ただし、香南町地域における 青少年健全育成事業について は、合併年度に限り、現行のと おりとする。 なお、香南町地域における不 登校対策(適応指導教室事 業)については、現行のとおり とする。		該当なし
	幼保一元化事業	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	牟礼町の幼保一元化事業については、高松市に引き継ぐ。
建設計画に	こ係る協議事項	建設計画については、別冊の	建設計画については、別冊の	建設計画についてけ 別冊の	建設計画についてけ 別冊の	建設計画については、別冊の	
第25号	建設計画	とおり定める。	とおり定める。	とおり定める。	とおり定める。	とおり定める。	一所奉本計画については、別冊のとおり定める。